

令和8年第3回
日の出町議会定例会
町長報告

令和8年9月17日
日の出町

目 次

町長報告第 15 号	ひのでブランド認定商品について
町長報告第 16 号	日の出町移住・定住促進事業における不動産物件の情報提供に関する協定の締結について
町長報告第 17 号	日の出町大久野児童館の開所について
町長報告第 18 号	さかな園及びつるつる温泉周年事業について

町長報告第15号

件 名 ひのでブランド認定商品について

担 当 課 企画財政課

令和8年9月17日報告

本報告は、日の出町の名産品や特産品の普及および地域ブランド化を推進するため、令和8年度主要事業に掲げる「ひのでブランド」として募集を行った商品の認定状況を報告するものでございます。

「ひのでブランド」認定商品の募集については、令和8年7月1日（水）から7月25日（土）までの期間において行いました。

その結果、4件の応募があり、町では4件すべてを認定し、9月1日には認定書交付式を実施いたしました。

認定番号	認定分類	商品名	事業者名
1	名産品	山荘最中	幸神堂
2	名産品	くんせいチーズ	(有)みやび
3	名産品	水晶やきいも	すーぱーかーやきいも
4	名産品	ブルーベリージャム	日の出町サービス総合センター(株)

認定期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日の5年間となります。

認定された商品につきましては、

- ・認定書
- ・のぼり旗
- ・認定シール

といった販売促進品を用意いたしました。

今後、認定商品の追加、拡大を図りながら、各種町媒体での掲載・紹介、販促支援など、認定事業者や関係機関と連携し、町内産業の振興に取り組んでまいります。



商品に貼りつけられる認定シール



PR 用のぼり旗



認定番号 1：山荘最中



認定番号 2：くんせいチーズ



認定番号 3：水晶やきいも



認定番号 4：ブルーベリージャム

町長報告第16号

件 名 日の出町移住・定住促進事業における不動産物件の
情報提供に関する協定の締結について

担 当 課 企画財政課

令和8年9月17日報告

本報告は、令和8年度主要事業に掲げる日の出町移住・定住促進事業における不動産物件の情報提供に関する協定の締結について報告するものでございます。

この協定は、町への移住を検討または希望されている方に対して、不動産物件に関する情報提供を行うことで、移住・定住者の増加を図ることを目的としているものです。去る9月9日には、公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック並びに公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部の両協会と、協定書締結式を執り行いました。

協定の締結により、町内に不動産物件を保有している両協会の会員の方は、不動産物件を紹介できる事業者として町に登録していただく仕組みを構築します。

そして、その登録事業者から町内の不動産物件情報の提供を受け、町のホームページへ不動産物件情報を掲載するとともに、移住希望者からの相談においても、行政サービスの紹介だけでなく、具体的な物件情報を提供することが可能となります。

今後はこの協定を活用し、官民がそれぞれの強みを生かしながら連携して、移住・定住促進事業に取り組んでまいります。

日の出町移住・定住促進事業における不動産物件の情報提供に関する協定書

日の出町（以下「甲」という。）と公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック（以下「乙」という。）とは、町内の不動産物件に関する効果的な情報提供を通じて、町の移住・定住促進事業を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町への移住を検討又は希望する者（以下「移住希望者」という。）に対して、移住希望者からのニーズが高い不動産物件（以下「移住者向け物件」という。）に関する効果的な情報提供を行い、移住・定住者の増加を図るため、甲と乙との連携に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、相互に協力し、次に掲げる事項に取り組む。

- 1 乙は、乙の加入会員（以下「情報提供事業者」という。）に対し、本事業への協力を依頼するものとする。
- 2 不動産物件情報の提供を行おうとする、情報提供事業者は、あらかじめ「日の出町移住・定住促進事業不動産物件情報提供事業者登録申請書」（様式第1号）を甲に提出し、登録するものとする。
- 3 前項の登録を行った情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）は、提供可能な不動産物件情報があるときは、甲が指定する様式（様式第2号、様式第3号）及び方法（メール等）により、速やかに当該情報を甲に提供するものとする。
- 4 甲は、登録事業者から提供された不動産物件情報を集約し、移住希望者に向けた情報提供を行う。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙または登録事業者は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、業務上知り得た個人情報については、この協定期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示、または漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、移住希望者等の承諾を得た場合または、法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

（信義誠実の原則及び適正な取引）

第4条 甲及び乙または登録事業者は、信義誠実の原則に基づきこの協定を履行するものとする。

2 登録事業者は、この協定に基づく物件の取引に関し、宅地建物取引業法その他関係法令を遵守し、適正かつ安全な取引を行わなければならない。

（責任の帰属）

第5条 甲及び乙は、移住希望者と登録事業者との間で行われる物件の媒介、契約及び交渉等の具体的な取引行為には一切関与せず、これにより生じた紛争等についても、一切の責任を負わないものとし、当該当事者間で解決を図るものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対して特段の申し出がない場合は、この協定は期間満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とする。

（費用の負担）

第7条 この協定の履行に伴う費用は、甲及び乙または登録事業者がそれぞれ自己負担とし、相互に金銭の請求は行わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年9月9日

甲 東京都西多摩郡日の出町平井2780番地

日の出町長 東 亨

乙 東京都立川市曙町2丁目32番地2号 4階A

公益社団法人

東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック

ブロック長 長 坂 博 隆

日の出町移住・定住促進事業における不動産物件の情報提供に関する協定書

日の出町（以下「甲」という。）と公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部（以下「乙」という。）とは、町内の不動産物件に関する効果的な情報提供を通じて、町の移住・定住促進事業を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町への移住を検討または希望する者（以下「移住希望者」という。）に対して、不動産物件に関する情報提供を行い、移住・定住者の増加を図るため、甲と乙との連携に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、相互に協力し、次に掲げる事項に取り組む。

- 1 乙は、乙の加入会員（以下「情報提供事業者」という。）に対し、本事業への協力を依頼するものとする。
- 2 不動産物件情報の提供を行おうとする、情報提供事業者は、あらかじめ「日の出町移住・定住促進事業不動産物件情報提供事業者登録申請書」（様式第1号）を甲に提出し、登録するものとする。
- 3 前項の登録を行った情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）は、提供可能な不動産物件情報があるときは、甲が指定する様式（様式第2号、様式第3号）及び方法（メール等）により、速やかに当該情報を甲に提供するものとする。
- 4 甲は、登録事業者から提供された不動産物件情報を集約し、移住希望者に向けた情報提供を行う。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙または登録事業者は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、業務上知り得た個人情報については、この協定期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示、または漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、移住希望者等の承諾を得た場合または、法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

（信義誠実の原則及び適正な取引）

第4条 甲及び乙または登録事業者は、信義誠実の原則に基づきこの協定を履行するものとする。

2 登録事業者は、この協定に基づく物件の取引に関し、宅地建物取引業法その他関係法令を遵守し、適正かつ安全な取引を行わなければならない。

（責任の帰属）

第5条 甲及び乙は、移住希望者と登録事業者との間で行われる物件の媒介、契約及び交渉等の具体的な取引行為には一切関与せず、これにより生じた紛争等についても、一切の責任を負わないものとし、当該当事者間で解決を図るものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対して特段の申し出がない場合は、この協定は期間満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とする。

（費用の負担）

第7条 この協定の履行に伴う費用は、甲及び乙または登録事業者がそれぞれ自己負担とし、相互に金銭の請求は行わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年9月9日

甲 東京都西多摩郡日の出町平井2780番地

日の出町長 東 亨

乙 東京都青梅市河辺町10丁目5番地4号 北島ビル2階
公益社団法人

全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部

支部長 吉田正人

町長報告第17号

件 名 日の出町大久野児童館の開所について

担 当 課 子育て支援課

令和8年9月17日報告

本報告は、令和8年度主要事業に掲げる「日の出町大久野児童館」開所につきまして報告するものでございます。

去る、9月1日に、「大久野児童館」の開所式を、多くの来賓を迎え挙行いたしました。

この事業につきましては、第六次日の出町長期総合計画の六つの基本目標のひとつであります、「こどもが夢や希望をもって、健やかに育つまち」の施策として、今回、大久野地区における児童館機能の不足を補い、地域間の利用格差を解消するとともに、子どもの居場所の提供及び地域の子育て支援体制の整備を図るものです。

児童館は子どもたちが放課後や休日に安心して過ごせ、遊びや学びを通じて豊かな感性と社会性を育むことができる場であるとともに、年齢を超えた仲間づくりや子育て中の保護者の方も気軽に集い、悩みを共有し、ホッと一息つけるような「子育て支援の輪」を広げる機能を担っております。

また、同時に子育て広場事業として、現在の大久野保育園舎の中に「子育て広場「バトン」」を設置いたしました。

この施設は地域の子育ての拠点として、妊婦や乳幼児の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みなどを相談できる場所となります。

この二つの施設は、社会福祉法人 志正会との民間連携事業により、専門性や柔軟性を発揮した運営を図りながら、切れ目のない子育て支援を推進してまいります。

日の出町大久野児童館

【施設概要】

目 的	児童福祉法第40条に基づく児童館事業として、大久野地域の子どもたちに対し、遊び・交流・相談・学習支援等の総合的な支援を提供するため大久野地区内に児童館を開設し、子どもの居場所の提供を図る。
役 割	子どもの健全育成に関して総合的な役割を担う。 ・遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進 ・子どもの居場所の提供 ・子育て家庭への支援 ・地域の健全育成の環境づくり
開 設 日	令和 8 年 9 月 1 日(火)
施設所在地	所在地:日の出町大久野2234番地1
施設設備	集会室、遊戯室、図書室、静養室、園庭等
開館日・開館時間	平日及び土曜日 午前10時～午後5時まで
休 館 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
利用対象者	18歳未満の者 (就学前児童は、保護者の同伴必須)
主なサービス	遊びの提供、学習支援、季節のイベント、保護者相談、地域交流など
事業運営方法	業務委託： 社会福祉法人 志正会
そ の 他	関連事業として、「子育てひろば事業」を大久野保育園(バトン)園舎を活用し、妊娠期から子育て期の親子が気軽に立ち寄り、ゆったりと過ごすことが出来る、広場を開設する。 ・対象:就学前の親子 ・開館時間:平日 午前10時～午後3時まで ・所 在 地:日の出町大久野1660番地1(大久野保育園バトン) ・設 備:授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具等
所管課・係	子育て支援課 子育て支援係(志茂町児童館) 所 在 地:日の出町平井1254番地1 電話番号:042-597-2547

日の出町大久野児童館開所式

令和8年9月1日(火曜日)



町長報告第18号

件 名 さかな園及びつるつる温泉周年事業について

担 当 課 産業観光課

令和8年9月17日報告

本報告は、令和8年度主要事業に掲げる「さかな園及びつるつる温泉周年事業」につきまして、報告するものでございます。

本年、さかな園は施設完成50周年、つるつる温泉は開湯30周年という節目の年を迎えました。

これまで両施設を支えていただいた皆様への感謝を表すとともに、さらなる利用促進と観光振興につなげることを目的として、去る9月12日（土）に、さかな園を会場として周年記念事業を実施いたしました。

当日は、お囃子の演奏、マス釣り、マスのつかみ取り、「マスをどれだけきれいに食べられるか選手権」、ポニー乗馬体験、キッチンカーなど、子どもから大人まで楽しんでいただける催しを行い、町内外から約500人の方にご参加いただき、さかな園の自然の中で、さまざまな催しを楽しんでいただきました。

今回の周年事業を契機として、これまでの歴史を大切にしながら、さかな園とつるつる温泉のさらなる魅力向上を図り、町内外から多くの皆様に訪れていただける観光振興、地域の活性化につなげてまいります。